

◆印西市民アカデミー『地域活動課程』受講生

自らが学んだ学習成果を地域の中で、積極的に活かしていることとする人材の育成を目的に創設した『地域活動課程』の受講生を募集します。

地域活動を行う上で必要となる知識を学び、地域活動とはどのようなものか実際に体験するものです。

●日程：4 月から翌年 2 月までの原則土曜日で全 8 回（予定）。
※市民アカデミー卒業生および市民アカデミー研究課程生。定 20 人。

※3 月 3 日（火）～ 31 日（火）までに電話または左記窓口まで。

※生涯学習課生涯学習推進班（☎内線 5411・5433）。

◆シルバー人材センター会員

市内のおおむね 60 歳以上の人を対象に、随時会員を募集しています。健康で働く意欲のある人は、ぜひ応募してください。※年会費が必要です。

特に庭木剪定のできる人と清掃希望の女性会員が常に不足しています。

また、シルバー人材センターでは、高齢者ができる仕事であれば、どんな小さな仕事でも依頼を受け付けています。



お気軽にご相談ください

※印西市シルバー人材センター（〒160-0804 印西市・☎0468・http://www.sjc.ne.jp/inzai/）。

国 保・年金

会社などの健康保険に加入したら国保を抜ける手続きを

国民健康保険に加入していた人が、会社の健康保険に加入、または健康保険の被扶養者になったとき、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

資格喪失の手続きをしないと、引き続き保険税が課税されたり、医療費の清算が必要になりますのでご注意ください。

【資格喪失の手続きに必要な書類】

▼新たに加入した健康保険証▼
国民健康保険被保険者証▼印鑑。
国民年金課資格給付班（☎内線 2851・2871）。

高額な診療を受ける人は、限度額適用認定証の手続きを

国民健康保険に加入している人で、同月内の医療費が高額になった場合は、一人ひとりの所得に応じた自己負担限度額が定められているため、限度額を越えた分を後から高額療養費として還付しています。

しかし、医療機関などの窓口で限度額適用認定証を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けられます。

【認定証などの手続き】

▼国民健康保険被保険者証。
▼印鑑（認め印可）を持参。

郵送での手続きを希望する場合は申請書を送付します。
※国民健康保険税に未納がある人には、「限度額適用認定証」を交付していません。

※70 歳以上 75 歳未満の住民税課税世帯の人は、「国民健康保険被保険者証」により所得区分が確認できるため不要です。
国民年金課資格給付班。

平成 27 年度国民健康保険税の課税限度額改正

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市の条例が改正され、平成 27 年度分の国民健康保険税の課税限度額（課税の上限額）が右表のとおり変更となります。

●国民健康保険税の課税限度額改正●		
区分	改正前 （平成 26 年度）	改正後 （平成 27 年度）
医療分	51 万円	51 万円
後期高齢者支援金分	14 万円	16 万円
介護分	12 万円	14 万円
合計（年税額）	77 万円	81 万円

※今回の改正では、医療分の変更はありません。

住民登録は正しく行われていますか

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、住民票や転出証明書の発行、小・中学校の就学、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金などの各種行政サービスを受けるための基礎となるものです。

これらの行政サービスを確実に受けられるようにするため、引越などで住所を移した人は、住民登録の届出を速やかに行ってください。

なお、正当な理由がなく届出をしないときは、過料を科せられる場合がありますのでご注意ください。

国民課税住民記録班（☎内線 234・237）。

人は、平成 26 年度の保険税（料）額を基に、4 月、6 月、8 月の年金より仮徴収します。

7 月に平成 27 年度の保険税（料）額を決定し、10 月、12 月・翌年 2 月の年金より本徴収いたします。

新たに特別徴収の対象となる人には、4 月に特別徴収開始通知を送付します。

国民年金課保険税班（☎内線 2811・2841）、高齢者医療年金班（☎内線 2881・2991）。

国民年金納付期限と使用期限および後納制度

【納付期限と使用期限】

国民年金保険料の納付書には納付期限と使用期限があります。毎月の保険料「納付期限」は、原則として翌月末日ですが、「使用期限」は納付期限から 2 年後です。

【国民年金後納制度】

後納制度は、過去 10 年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことが出来るものです。

また、年金受給できなかった人は、後納制度を利用することにより年金が受けられる場合があります。

使用期限までに納付できなかった人が納付を希望される場合は、加算額がついた納付書が発行されます。国民年金保険料専

用ダイヤルまたは船橋年金事務所までお問い合わせください。

なお、過去 10 年分までさかのぼれる期限は平成 27 年 9 月 30 日ですのでご注意ください。

国民専用ダイヤル（☎0570-011-050）、船橋年金事務所（☎047-424-8811）・国民年金課高齢者医療年金班。

学生納付特例の簡素化

現在、学生納付特例制度により、国民年金保険料を納付猶予されている人で、平成 27 年度も引き続き在学予定の人へ、3 月下旬に基礎年金番号の印字されたハガキ形式の申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学する場合は、このはがきに必要事項を記入するだけで申請できます。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする人は、在学証明書または学生証コピー（両面）を添付の上、届け出が必要となります。

申請が遅れると、障害年金や遺族年金に該当しない場合もあるので、ご注意ください。

また、平成 27 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、左記まで。
船橋年金事務所（☎047-424-8811）。

ミニ・ガイド

◆春の山野草・春蘭展

●印西山草会主催。
※3 月 28 日（土）、29 日（日）・午前 9 時～午後 4 時。
場木下駅南側、上町観音堂脇（駐車場あり）。
無料。

他山草の販売も行います。
園葉山（☎03546）。

◆リトミック kids サークル
ピアノ生伴奏で手遊び、歌、ダンスを行います。
※毎週土曜日・午前 9 時 15 分～10 時。
場ふれあい文化館（原）。

◆講師：菊池綾氏、福田ゆかり氏。
※1 歳半～4 歳の子ども。
園体験、見学は無料。
※メールで左記へ（随時）。

園中村（☎rit39kids@yahoo.co.jp・http://s.ameblo.jp/rit39kids）。

◆不登校・ひきこもりの子どもを持つ親の会「からふる」
ひとりで悩まず話しませんか。
※奇数月の第 3 木曜日・午前 10 時 30 分～午後 2 時 30 分。
場中央駅前地域交流会 2 号館（中央南）。

※不登校、ひきこもり、発達障害、摂食障害など。
場 300 円（お菓子代）。
場 M・t ねっとわーく・みなと（☎080-6897-0220・here.andnowm@yahoo.co.jp）。

◆印旛郡市精神障害者 7 家族会
障害者を抱える親が自分の家の問題としてお話しします。みなさん多数ご参加ください。
※3 月 15 日（日）・午後 1 時 30 分～3 時 30 分。

場成田市保健福祉館多目的ホール。
◆講師：千葉県精神障害者家族会連合会理事。

※親亡き後について。
※事前に左記へ。

国民印西市の会・湯原（☎080-3472-11882）。

◆親子ピクス会員募集
子どもと一緒に体を動かそう。
※毎週土曜日・午前 10 時～11 時 30 分。

場桜台センターレクホール（白井市）。

※1 歳～就園前の親子。
場室内シューズ、タオル、飲み物を持参。

場佐々木（☎090-7286-4319）。

◆印西歴史愛好会講座「坂の上の雲と秋山好古」
陸軍軍人秋山好古の生い立ちと習志野原での騎兵の育成について。
※3 月 8 日（日）・午前 10 時～正午。
場小林コミュニティプラザ（駐車場あり）。

◆講師：佐藤誠氏（千葉県立中央博物館主任上席研究員）。
場 700 円。

国民印西歴史愛好会・志賀（☎090-4672-5493）。

◆かがやけてがっ子！わいわい子ども塾
※4 月 29 日（祝）、6 月 13 日（土）14 日（日）、8 月 15 日（土）16 日（日）、10 月 18 日（日）、12 月 12 日（土）13 日（日）（全日程参加できること）。

場県立手賀の丘少年自然の家。
※年齢の違う仲間同士がコミュニケーションを育てます。
場小学 4 年生～中学生。
場 12,000 円（全 5 回分）。
※3 月 15 日（日）～4 月 5 日（日）までに往復はがきで左記へ（必着）。
場県立手賀の丘少年自然の家・竹園（〒270-1456 千葉県柏市泉 1240-1・☎04-7191-11923）。